

特定農林水産物等審査要領の一部を改正する通知案についての提出意見及び意見に対する回答

「特定農林水産物等審査要領の一部を改正する通知案」についての意見募集を、令和4年8月23日（火）～9月21日（水）にかけて実施しました。計5件（有効件数）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方を次のとおりご報告いたします。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p><b>【2（2）関係】</b> 産地偽装の予防とも思えません。生産者の要望を実現することが眼目ですね。</p>	<p>本改正事項は、需要者の利益を毀損しない登録産品について、名称の統一が申請の合意形成の支障とならないよう、登録名称を分断する名称の継続使用を可能とすることを目的としています。</p>
<p><b>【2（2）関係】</b> 「・・・明細書にその旨を定めた場合に限り、当該類似等表示を使用できることとする。あわせて、当該特定農林水産物等を譲渡等する場合にも、当該類似等表示を使用できることとする。」とありますが、そのうち、「あわせて、・・・を譲渡等する場合にも、・・・使用できることとする。」についても、明細書にその旨を定める必要があるのでしょうか。 単に「当該特定農林水産物等を譲渡等する場合にも、当該類似等表示を使用できることとする。」とすると、特定農林水産物等が転々流通するため、含有比率を無関係に、制限なく使用されることが予想されますので、「明細書にその旨を定める」及び「登録生産者団体の許諾を得る」等により、制限をかけた方が、名称使用を管理しやすく望ましいのではないかと思料します。（明細書に定め方により制限の範囲が変わるため、登録生産者団体の意向に委ねることと理解しています。） なお、たとえ明細書に定めて、当該明細書が農林水産省HPに掲載されているとしても、流通業者、加工業者、卸業者、小売業者等は、明細書に定めるところまで注視することは難しく、容易に違反（不正表示）事例が生じるのではないかと、違反事例を誘発することにならないかと危惧しています。</p>	<p>これまで類似等表示として扱われてきた登録名称を分断する名称についても、登録名称との同一性が認められれば、登録名称の前後に文字を足した場合と同様に、明細書に記載しなくても地理的表示と同一の表示として扱うことといたします。</p>

<p><b>【2(3)2関係】</b>  本通知案に賛成する。なお、「特性を有した状態で概ね25年以上の生産実績があることのみによらず、当該特性を有した産品であることの周知性や、需要者への定着状況、当該産品の生産実績等を総合的に勘案して判断するものとする。」と記載されているが、「総合的に勘案して判断」については、具体的な判断基準を明確に示していただくことを要望する。</p>	<p>どのような根拠資料をもとに、周知性や定着状況等を判断するかを示してまいります。</p>
<p><b>【2(3)2関係】</b>  「確立した」とは俗っぽい表現だと「よく知られて」でしょうか。知名度だとどの程度か数値化を要する感じなのでということですか？</p>	<p>よく知られていること（周知性）は「確立した」ことを示す一つの要素となります。</p>
<p><b>【2(6)関係】</b>  実績報告書が廃止になる代わりに、どのような書類を準備すればよいかが分かりにくいいため、明確化してほしい。</p>	<p>実績報告書の代わりに保存いただく資料について、具体的に示してまいります。</p>